

監事監査報告書

平成25年5月9日

社会福祉法人
倉敷市社会福祉協議会
会長 近藤 淳一郎 様

監事 原 邦夫 

監事 奥野 浩子 

監事 横山 卓也 

監事 能登原源次郎 

私たち監事は、社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査をいたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録につき検討いたしました。

監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月25日

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

会長 近藤 淳一郎 殿

事務所所在地 岡山市中区桑野713番地10

事務所名 宮崎栄一公認会計士事務所

公認会計士

宮崎 栄一



私は、社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会の平成24会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会の平成24会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上